

# 長崎県工業技術センター共同技術開発取扱要領

## (目的)

第1条 この要領は、技術支援の一つとして工業技術センターが行う共同技術開発の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この実施要領で「共同技術開発」とは、長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領による共同研究（以下「共同研究」という。）に比して研究課題が極めて簡易で、公知の技術若しくはノウハウを活用することで比較的短期間に少ない経費で履行できるものであり、従来業務の技術相談、設備開放および依頼試験その他技術支援で履行するのが困難な技術開発業務をいう。

## (申請)

第3条 共同技術開発を行おうとするもの（以下「申請者」という。）は、工業技術センター所長（以下「所長」という。）に共同技術開発申請書（様式1）を提出するものとする。

## (承諾)

第4条 所長は前条の申請が適当と認めたときは、共同技術開発の必要性や効果等を勘案し、前条の申請が適当と認めたときは、これを承諾し（様式2）誠実に履行するものとする。

## (消耗資材の提供)

第5条 共同技術開発に要する消耗資材は、申請者が提供するものとする。

## (報告書)

第6条 共同技術開発が終了したときは、申請者は速やかに、共同技術開発終了報告書（様式3）を所長に提出するものとする。

## (秘密の保持)

第7条 工業技術センターは事前の文書による了解を得ない限り、共同技術開発を実施するにあたり申請者から知得した申請者のノウハウ等の秘密を第三者に漏洩してはならない。

2 共同技術開発の実施によって得られた新たな技術ノウハウは、申請者が事前に特に制限しない限り、工業技術センターの技術相談、設備開放および依頼試験その他技術支援の業務において活用できるものとする。

## (共同研究への切り換え)

第8条 共同技術開発に関連して高度な技術ノウハウが生じるなど、共同技術開発で取り扱う範囲を超えることが想定されるときは、協議の上、共同研究に切り換えて実施することができる。

2 前項の場合、長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領による共同研究の申請を行わなければならない。

附 則 この取扱要領は、平成2年6月1日から施行する。  
この取扱要領は、平成22年8月20日から施行する。  
この取扱要領は、平成31年4月1日から施行する。  
この取扱要領は、令和元年6月1日から施行する。